

=====公布された規則のあらまし=====

鳥取県動物の愛護及び管理に関する規則及び鳥取県収入証紙規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正により、収容犬等の返還を求める者に対し、収容犬等の返還に要する費用を手数料として徴収することとなることに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県動物の愛護及び管理に関する規則の一部改正

ア 収容犬等の返還を受けようとする者が知事へ提出する返還申請書に、収入証紙はり付け欄を設ける。

イ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県収入証紙規則の一部改正

証紙による収入の方法により徴収する歳入に鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の規定に基づく収容犬等の返還手数料を加える。

(3) 施行期日は、平成22年4月1日とする。